

松江市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成 20 年松江市告示第 174 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は<u>精密診断法に基づく既存木造住宅の地震に対する安全性の評価であって、次のいずれかに該当する建築士が行うものをいう。</u></p> <p><u>ア 一般社団法人日本建築構造技術者協会が認定する JSCA 建築構造士である者</u></p> <p><u>イ 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通大臣登録耐震診断資格者講習を修了した者</u></p> <p><u>ウ 島根県木造住宅耐震診断士名簿に登載されている者</u></p> <p><u>エ 島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登載されている者</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は<u>精密診断法に基づく既存木造住宅の地震に対する安全性の評価</u>_____をいう。</p>

オ アからエまでに掲げる者と同等と認められる者

(3) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項に規定する区域をいう。

(4) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 2 条第 1 項第 3 号に定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(5) 耐震改修工事 既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事_____ (その工事前の耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満であり、その工事後の耐震診断の上部構造評点が 1.0 以上となる工事に限る。)又は建替工事(建替え後の建築物が土砂災害特別警戒区域外に位置し、かつ、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 20 条に定める耐震基準及び省エネ基準に適合するものに限る。)をいう。

(6)・(7) 略

(8) 中心市街地細街路 2 期松江市中心市街地活性化基本計画において設定された中心市街地の区域における建築基準法_____第 42 条第 2 項に定義される道路をいう。

(補助対象建物)

第 3 条 補助金の名称、補助金の交付の目的、交付対象建築物、補助対象事業費、補助金の額及び終期は次の表のとおりとし、__予算の範囲内で交付するものとする。

(3) 耐震改修工事 既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事又は建替工事であって、その工事前の耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満であり、その工事後の耐震診断の上部構造評点が 1.0 以上となる工事_____をいう。

(4)・(5) 略

(6) 中心市街地細街路 2 期松江市中心市街地活性化基本計画において設定された中心市街地の区域における建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 2 項に定義される道路をいう。

(補助対象建物)

第 3 条 補助金の名称、補助金の交付の目的、交付対象建築物、補助対象事業費、補助金の額及び終期は次の表のとおりとし__予算の範囲内で交付するものとする。

略	
補助対象事業費	交付対象建築物所有者 <u>等</u> が交付対象建築物に対して行う耐震補強等計画、耐震改修工事(建替工事にあつては、既存部分の規模相当とし、解体除却に要する費用を含む。)又は <u> </u> 解体除却(以下「耐震改修等」という。)に要する経費とする。
補助金の額	次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 略 (2) 耐震改修工事 ア 中心市街地細街路沿線の木造住宅 補助対象事業費(1平方メートル当たり34,100円を限度とする。以下この号 <u>及び次号</u> において同じ。)に0.30を乗じて得た額(上限100万円) イ 中心市街地細街路沿線以外の木造住宅 補助対象事業費に <u> </u> 0.23を乗じて得た額(上限75万円) (3) 略
終期	<u>令和5年3月31日</u>

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出し

略	
補助対象事業費	交付対象建築物所有者 <u> </u> が交付対象建築物に対して行う耐震補強等計画、耐震改修工事(建替工事にあつては、既存部分の規模相当とし、解体除却に要する費用を含む。)又は <u>及び</u> 解体除却(以下「耐震改修等」という。)に要する経費とする。
補助金の額	次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 略 (2) 耐震改修工事 ア 中心市街地細街路沿線の木造住宅 補助対象事業費(1平方メートル当たり34,100円を限度とする。以下この号 <u> </u> において同じ。)に0.30を乗じて得た額(上限100万円) イ 中心市街地細街路沿線以外の木造住宅 補助対象事業費に <u>おいては</u> 、0.23を乗じて得た額(上限75万円) (3) 略
終期	<u>令和4年3月31日</u>

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者 は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

(1) 耐震補強等計画に係る補助金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 略

イ 耐震診断の結果報告書の写し(倒壊のおそれがあると判断されたことが確認できるもの)

ウ 事業に係る費用の明細書の写し

エ 登記事項証明書等の写しその他の対象建築物の所有者等を確認できる書類

オ 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書(市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。)

カ 暴力団員等該当性の照会に係る同意書

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

ク 提出書類チェックリスト

(2) 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 略

イ 耐震診断の結果報告書の写し(倒壊のおそれがあると判断されたことが確認できるもの)

ウ 設計図 その他補強方法を示す図書(改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。)

エ 耐震改修計画の上部構造評点が 1.0 以上であることが確認できるもの又は建築基準法第 20 条の適合性が確認できる構造計算書等

なければならない。

(1) 耐震補強等計画に係る補助金の交付を受けようとする場合

イ 略

ロ 耐震診断の結果報告書(写)

ハ 事業に係る費用の明細書(写)

ニ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類(写)

ホ その他

市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする場合

イ 略

ロ 耐震診断の結果報告書(写)

ハ 改修計画図 その他補強方法を示す図書(改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。)

ニ 耐震改修工事であること
_____が確認できるもの_____

オ 事業に係る費用の明細書の写し(補助対象内工事費と補助対象外工事費が別に積算されているもの)

カ 土砂災害特別警戒区域外であることが確認できる図面(建替えを行う場合に限る。)

キ 省エネ基準に適合することが確認できる書類(建替えを行う場合に限る。)

ク 登記事項証明書等の写しその他の対象建築物の所有者等を確認できる書類

ケ 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意書(市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。)

コ 暴力団員等該当性の照会に係る同意書

サ アからコまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

シ 提出書類チェックリスト

(3) 解体除却に係る補助金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 略

イ 耐震診断の結果報告書の写し(倒壊のおそれがあると判断されたことが確認できるもの)

ウ 略

エ 事業に係る費用の明細書の写し

オ 登記事項証明書等の写しその他の対象建築物の所有者等を確認できる書類

カ 申請者が所有者と異なる場合は、所

ホ 事業に係る費用の明細書(写)

ヘ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類(写)

ト その他
市長が必要と認める書類

(3) 解体除却に係る補助金の交付を受けようとする場合

イ 略

ロ 耐震診断の結果報告書(写)

ハ 略

ニ 事業に係る費用の明細書(写)

ホ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類(写)

有者の同意書(市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。)

キ 暴力団員等該当性の照会に係る同意書

ク アからキまでに掲げるもののほか、
市長が必要と認める書類

ケ 提出書類チェックリスト

(実績報告)

第 5 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震補強等計画に係る補助金の交付決定を受けた場合 次に掲げる書類

ア 設計図その他補強方法を示す図書
(改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。)

イ 耐震改修計画の上部構造評点が 1.0 以上であることが確認できるもの又は建築基準法第 20 条の適合性が確認できる構造計算書等

ウ 建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認済証の写し

エ 土砂災害特別警戒区域外であることが確認できる図面(建替えを行う場合に限る。)

オ 省エネ基準に適合することが確認できる書類(建替えを行う場合に限

ヘ その他

市長が必要と認める書類

(実績報告)

第 5 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震補強等計画に係る補助金の交付決定を受けた場合

イ 計画において対象建築物の耐震性能が確認できるもの

ロ 設計図書
(改修箇所及び改修方法がわかるものに限る。)

る。)

カ _____ 委託契約書等
の写し

キ _____ 請求
書・領収書の写し

ク アからキまでに掲げるもののほか、
市長が必要と認める書類

ケ 提出書類チェックリスト

(2) 耐震改修工事に係る補助金の交付決
定を受けた場合 次に掲げる書類

ア 略

イ _____ 施工状況写真(施工前・施
工中・施工後)

ウ 省エネ基準に適合することが確認
できる書類及び写真(建替えを行う場
合に限る。)

エ 建築士による適合確認書又は建築
基準法第7条第5項若しくは第7条の
2第5項に規定する検査済証の写し

オ 登記完了証その他の対象建築物の
滅失が確認できる書類の写し(建替え
を行う場合に限る。)

カ _____ 工事請負契約
書の写し

キ _____ 請求
書・領収書の写し

ク 産業廃棄物管理票の写し

ケ アからクまでに掲げるもののほか、
市長が必要と認める書類

コ 提出書類チェックリスト

ハ 耐震補強等計画に係る委託契約書等
の写し

ニ 耐震補強等計画に要した費用の請求
書・領収書の写し

ホ 前各号 _____ に掲げるもののほか、
市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事に係る補助金の交付決
定を受けた場合

イ 工事後の建築物についての耐震診
断の結果が確認できるもの

ロ 略

ハ 改修工事の施工状況写真(施工前・施
工中・施工後)

ニ 耐震改修工事等に係る工事請負契約
書の写し

ホ 耐震改修工事等に要した費用の請求
書・領収書の写し

ヘ 前各号 _____ に掲げるもののほか、
市長が必要と認める書類

(3) 解体除却に係る補助金の交付決定を受けた場合 次に掲げる書類

ア _____ 施工状況写真(施工前・施工中・施工後)

イ _____ 工事請負契約書の写し

ウ _____ 請求書・領収書の写し

エ 略

オ 登記完了証その他の対象建築物の滅失が確認できる書類の写し

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

キ 提出書類チェックリスト

(3) 解体除却に係る補助金の交付決定を受けた場合

イ 解体除却の施工状況写真(施工前・施工中・施工後)

ロ 解体除却に係る工事請負契約書の写し

ハ 解体除却に要した費用の請求書・領収書の写し

ニ 略

ホ 対象建築物の滅失登記簿 _____ の写し

ヘ 前各号 _____ に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。